

福島市広告入り戸籍届書の寄附に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が使用する次に掲げる広告入り戸籍届書(以下「届書」という。)の寄附に関し、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 出生届
- (2) 婚姻届

(定義)

第2条 この要綱において次掲げる用語意義は、それぞれ当該各号定めるところによる。

- (1) 広告入り戸籍届書 付属する用紙に民間企業等の広告が掲載された戸籍届書をいう。
- (2) 寄附希望者 広告入り届書を製作・印刷し、市に無償で提供するものをいう。

(掲載する広告の範囲)

第3条 届書に次の掲載可能な広告は「福島市広告入り戸籍届書広告掲載基準」に規定するもののほか各号に基づき別に定める基準に該当する広告は、掲載しない。

- (1) 公序良俗に反し、または反するおそれがあるもの
 - (2) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的な宣伝及び人材募集に係るもの
 - (3) 広告の対象となるものを市が推薦しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
 - (4) 誇大表示、不当表示など表現が不適切なもの
 - (5) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの
- 2 届書に広告を掲載できる者(以下「広告主」という。)の範囲は次のとおりとする。
- (1) 国、地方公共団体の機関及びこれらに類するもの
 - (2) 財団法人、社会福祉法人などの公益法人
 - (3) 市内に本社または事務所若しくは営業所が存在する会社法人等
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告主として適当と認めるもの

(寄附希望者の募集)

第4条 「寄附希望者」の募集は、公募によるものとする。

- 2 前項の公募は、市ホームページ及びその他市長が必要と判断した方法により行う。
- 3 募集期間、その他募集については、別に定める。

(寄附の申込み)

第5条 寄附希望者は、福島市広告入り戸籍届書寄附申込書(様式第1号)に必要な事項を記入のうえ関係書類を添えて、市長が指定する期日までに申し込まなければならない。なお、申込書の様式及び関係書類については、別に定める。

(寄附受納の決定)

第6条 市長は、前条の規定により寄附の申込みを受けたときは、提出書類等に基づき総合的に評価し受納の可否を決定するものとする。

- 2 公募要件を満たす寄附希望者が複数ある場合、別途定める「福島市広告入り届書の寄附受納の決定に係る評価基準」を基に審査を行い、最も評価の高い希望者に決定するものとする。
- 3 市長は、寄附を受納することを決定したときは広告入り戸籍届書寄附受納決定通知書(様式第5号)により、受納しないことを決定したときは広告入り届書寄附受納辞退通知書(様式第6号)によ

り寄附希望者に通知するものとする。

（協定書の締結）

第7条 市長は、寄附受納の決定を受けた者（以下「寄附決定者」という。）と広告入り届書の製作及び寄附に関する協定書を締結するものとする。

（届書の製作上の注意事項）

第8条 寄附決定者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、市が広告主であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

2 寄附決定者は、広告主、広告内容、色、形状等の届書の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に製作しなければならない。

3 市長は、前項の承諾を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

4 市の掲載内容は、市の名称、所在地、市章その他市長が指示する事項とする。

（広告内容等の変更）

第9条 市長は、広告の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に違反していると判断したときは、寄附決定者に対して、広告の内容等の変更を求めることができる。

（経費の負担等）

第10条 届書の広告の募集、製作、印刷、納品に要する費用は、すべて寄附決定者の負担とする。

（届書の使用期間及び場所）

第11条 届書の使用期間は1年間とし、市長が別に定める。ただし、市長と寄附決定者が協議し、合意する場合は、1度に限り使用期間を1年延長することができる。

2 届書は、市長が指定する場所において使用するものとする。

3 本条第1項ただし書により、使用期間を延長する場合は、寄附決定者は市長の承認を得て、広告内容を変更することができるものとする。

（寄附の取下げ）

第12条 寄附決定者は、自己の都合により届書の寄附を取り下げることができるものとする。

2 寄附決定者は、前項の規定により寄附を取り下げるときは、3ヶ月前までに書面により市長に申し出なければならない。

（代替品の納品）

第13条 前条の規定により、寄附決定者が使用期間中において届書の寄附を取り下げるときは、代替品を速やかに納品しなければならない。

（問題発生時の対応）

第14条 寄附決定者は、届書の使用に際し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、すべての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

（使用の中止）

第15条 市長は、寄附を受けた届書が、本市が使用するものとして適当でないと認めるときは、当該届書の使用を中止することができる。

(審査機関)

第16条 届書の寄附受納の可否並びに広告主及び広告内容に関する疑義を審査するため、福島市
広告入り届書審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 市民・文化スポーツ部次長

(2) 市民・文化スポーツ部市民課長

(3) 市民・文化スポーツ部出合い移住・多文化共生課長

(4) こども未来部こども政策課長

3 審査委員会の委員長は、市民・文化スポーツ部次長とし、委員長に事故があるときまたは委員長
が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(庶務)

第17条 審査委員会の庶務は、市民・文化スポーツ部市民課において処理する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告入り届書の寄附に関し必要な事項は、市長が別に定め
る。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 12 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 8 月 5 日から施行する。